

畜産課長	課長補佐	課員
		



生産振興



21生畜第737号  
平成21年7月7日



茨城県農林水産部長 殿



農林水産省生産局畜産部  
畜産振興課長

精液等証明書・授精等証明書に関する注意喚起について

家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「規則」という。）の一部改正が、平成20年4月1日に完全施行されました。これにより、規則別記様式第7号の家畜人工授精用精液証明書、同第7号の2の家畜体内受精卵証明書及び同第7号の3の家畜対外受精卵証明書（以下「精液等証明書」という。）の様式が新しくなり、裏面「譲渡・経由の確認」欄の記入が必須となりました。（平成19年5月7日付農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知19生畜第299号及び平成20年3月31日付同19生畜第2373号。）

完全施行から約1年経過し、新様式の証明書が添付された精液等を用いて生産された子牛が誕生しはじめています。この時期に改めて、精液等を譲渡・譲受する場合には漏れなく精液等証明書の「譲渡・経由の確認」欄に記入すること、規則別記様式第10号の授精証明書、同第10号の2の体内受精卵移植証明書及び第10号の3の体外受精卵移植証明書（以下「授精等証明書」という。）を発行する場合には、添付する精液等証明書の「譲渡・経由の確認」欄を確認すること等について、別添資料を参考にして、貴下獣医師、家畜人工授精師、家畜人工授精所、畜産農家を含め関係者に周知徹底をお願いします。



(別添) 精液等証明書・授精等証明書の取扱いについて

※ このQ & Aは精液証明書と授精証明書の関係を中心に記述していますが、受精卵関係の証明書についてもこのQ & Aに準じて適正に取り扱ってください。

問1 精液証明書の裏面の「譲渡・経由の確認」欄は必ず記入しなければいけないものですか。

(答) はい。ただし、精液を採取した者自身が、自己の飼養する雌畜に人工授精を行う場合や、後述の問7の場合は例外です。

なお、故意に、同欄の記載がない、あるいは不十分な、または虚偽の記載のある精液証明書を添えて精液を譲渡したり、人工授精を行った場合など、悪質な場合には処罰されるおそれがあります。

問2 精液証明書の裏面の「譲渡・経由の確認」欄は誰が記入すべきですか。

(答) 譲渡者が、譲渡の際に、①住所、②氏名、③譲渡の年月日、④譲受者の住所、⑤譲受者の氏名を記入します。譲受者は、譲り受けた際に、自己の住所氏名に誤りがないか確認し、譲受年月日を記入します。

精液証明書の「譲渡・経由の確認」欄の記載内容は、精液を授受する者（授受の各段階で所有権を有する者）が、授受の各段階で責任を持って確認する必要があります。ただし、故意でない記入漏れなどの場合には、契約書や送り状など、流通経路を確認できる十分な情報があれば、他者が記入しても差し支えありません。

問3 精液証明書の「譲渡・経由の確認」欄が小さくて、必要事項を全部書けません。

(答) 氏名、年月日は必ず記載してください。住所については、市町村名を記載するか、郵便番号を記載すれば、その他の記述は省略してかまいません（市町村名と氏名が判明すれば、容易に該当者を特定できるため）。

問4 精液の授受の回数が3回を超え、「譲渡・経由の確認」欄に書けません。

(答) 任意の用紙を精液証明書に添付し、添付した者が割り印を押捺の上、一連の譲渡、経由がわかるように記入してください。

問5 精液を採取した者も「譲渡・経由の確認」欄に記載が必要ですか。

(答) 他者に精液を譲渡する場合には記載が必要です。

問6 精液証明書を紛失した場合は、再発行は可能ですか。

(答) 事実確認が出来た場合は再発行を依頼することは可能です。精液証明書を紛失した場合は、譲渡者へ精液証明書の内容等を確認のうえ、譲渡の経由を遡り発行者（精液を採取した者）へ依頼を行うことになります。

問7 家畜人工授精師が所有する精液を、農家所有の家畜に人工授精した場合は、当該授精に関して「譲渡・経由の確認」欄への記載が必要となりますか。

(答) 精液譲渡の形態が有償であろうと無償であろうと、原則として、「譲渡・経由の確認」欄は授受に際して必ず記載してください。ただし、精液の注入は精液流通経路の最終であり、「譲渡・経由の確認」の欄の下段「(参考) 注入又は体外授精記録」欄への記入があれば、当該家畜人工授精師、注入を受けた雌畜の飼養農家の氏名等が確認できるため、この場合は「譲渡・経由の確認」欄に記載が無くても有効です。

(記載例)

譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
東京都中央区京橋〇—〇—〇 H21.6.〇〇 〇〇種雄牛センター <b>【省略不可】</b>	東京都千代田区霞ヶ関〇—〇—〇 H21.6.〇〇 農林 太郎 <b>【省略不可】</b>
東京都千代田区霞ヶ関〇—〇—〇 H21.6.×× 農林 太郎 (人工授精者名：下表に記載があれば省略可)	東京都千代田区霞ヶ関×—×—〇 H21.6.×× 畜産 次郎 (農家名：下表に記載があれば省略可)

(参考) 注入又は体外授精記録

獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び氏名	▲▲（県）第△△△△号 農林 太郎 印
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	畜産 次郎
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名称	霞の121
家畜登録機関名及び登録番号	全国〇〇登録協会 黒×〇〇××
注入又は体外授精年月日	H21.6.××

問 8 授精証明書を発行する際に、精液証明書の「譲渡・経由の確認」欄に不備があることに気づきましたが、どうすればよいですか。

(答) 精液証明書の「譲渡・経由の確認」欄は、原則として精液を授受する者が責任を持って記載内容を確認する必要があるので、記入・訂正されるよう促してください(精液の所有者や雌畜の飼養者に、十分に信頼できる情報に基づいて記入するよう勧める等)。

なお、同欄の記載がない、あるいは不十分な、または虚偽の記載のある精液証明書と知りながら、授精証明書に添付した場合は、授精証明書の発行者も刑事罰の対象となることもありますので、十分注意してください(不備のある精液証明書をもって授精証明書の発行を求められても、これは家畜改良増殖法第22条第2項の規定の「正当な理由」に該当しますので、発行を拒むことができます。)

第二十二條 (略)

2 獣医師又は家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液の注入若しくは家畜体内受精卵若しくは家畜体外受精卵の移植を受けた雌の家畜の飼養者から授精証明書、体内受精卵移植証明書若しくは体外受精卵移植証明書の交付を要求されたとき、又は家畜人工授精用精液を採取した雄の家畜の飼養者からその精液採取に関する証明書の交付を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

問 9 精液証明書の「譲渡・経由の確認」欄に記載されている内容が正しいかどうかは、授精証明書発行者は見てもわからないのですがどうすればよいですか。

(答) 雌畜の飼養者等から精液売買についての契約書や送り状等が容易に入手できれば、授精証明書発行の際に、同欄の記載内容が正しいことを確認するのが望ましいです。そうでない場合は、同欄が正当な理由がなく空白でないこと、一見してわかる誤りがないことを確認の上、授精証明書に添付してください。

問 10 「譲渡・経由の確認」欄に不備のある精液証明書が授精証明書に添付されている場合、この授精証明書の有効性はどうなりますか。

(答) 授精証明書の用途にもよりますが、証明書類一般の考え方に照らせば、不備のある精液証明書を添付した授精証明書は原則無効です。ただし、現時点でそのような授精証明書を所有している場合は、「譲渡・経由の確認」欄に限っては、精液の売買契約書や送り状など、流通経路を確認できる十分な情報があれば、加筆訂正することもやむを得ないと考えます。

問 1 1 精液証明書を授精証明書にどのように添付すればよいですか。

(答) 「譲渡・経由の確認」が見えるように、精液証明書の裏面の一部を授精証明書下部の所定の箇所にのりで貼り付けることを原則としますが、外れるおそれがある場合等には、ホチキスで書類の端を留めるような添付方法も可とします。

「譲渡・経由の確認」が見えないように、精液証明書の裏面全体を糊付けすることは絶対にしないでください (そのような授精証明書は、用途によっては無効となる場合があります。)

問 1 2 誰が精液証明書を授精証明書に添付するのですか。

(答) 授精証明書の発行者である獣医師または家畜人工授精師が添付してください。



19生畜第2373号  
平成20年3月31日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜改良増殖法施行規則の一部改正の完全施行について

昨年3月、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「規則」という。）の一部が改正され、「家畜改良増殖法施行規則の一部改正の趣旨、内容等の周知について」（平成19年5月7日付け農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知。別紙参照）により、改正の内容やその対応について、関係者への周知や指導を依頼したところです。

一部改正のうち規則第20条の別記様式第7号、別記様式第7号の2及び別記様式第7号の3の精液等証明書については、本年3月31日までの間は、経過措置として改正前の様式により作成できるとされており、本年4月1日以降は、改正後の様式によることとなります。

精液等証明書については、和牛の遺伝資源の保護の観点からのみならず、精液等の流通の透明性確保の観点や和牛等の品種証明の根拠となることから、従前にも増して正確な記載が求められており、精液等を取り扱う家畜人工授精所、獣医師、家畜人工授精師等関係者に対し、この旨改めて周知いただくとともに、精液等証明書の裏面の「譲渡・経由の確認」欄の記載の徹底について、指導いただき、必要に応じて、この記載状況を確認いただくようお願いします。



19生畜第299号  
平成19年5月7日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長

家畜改良増殖法施行規則の一部改正の趣旨、内容等の周知について（依頼）

本年3月30日、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号。以下「規則」という。）の一部が、家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令（平成19年3月30日農林水産省令第22号）により改正された。この一部改正の趣旨及び内容等については、下記のとおりであるので御留意の上、関係者への周知・指導等その円滑かつ適切な実施に御協力を御願います。

#### 記

#### 1 改正の趣旨

- (1) 過去に輸出された和牛の精液等の遺伝資源を利用し、国外において外国種との交配により交雑種等が生産され、さらにそれが我が国に牛肉又は子牛として輸入される等、国内生産に影響を与えかねない状況となっている。
- (2) このような状況を踏まえ、昨年4月、農林水産省知的財産戦略本部の下に「家畜の遺伝資源の保護に関する検討会」が設置され、和牛の遺伝資源の保護・活用を図るため、知的財産の活用も含め、幅広い観点からの検討が行われた。
- (3) 同検討会により同年8月に取りまとめられた「中間取りまとめ」において、精液の流通管理の徹底を図るため、「和牛の遺伝資源は、関係者の長年の育種改良の努力により創造されてきた国全体の財産である」という認識を、家畜人工授精所のみならず、家畜人工授精用精液の中間取扱者や人工授精師・獣医師の間にも醸成しつつ、
  - ① 家畜人工授精用精液証明書と一体となった精液ストロー等の流通管理の強化を図るため、精液の利用状況を生産者等へフィードバックしていくシステムを構築する等、精液の流通管理体制の構築
  - ② 精液の流通経路の中間段階における確認のため、家畜人工授精用精液証明書を活用する等、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号。以下「法」という。）に基づくチェック体制の構築を図ることとされた。

- (4) これを受け、家畜人工授精用精液、家畜体内受精卵及び家畜体外受精卵（以下「精液等」という。）の譲渡及び譲受の状況を的確かつ効率的に把握し、流通管理の徹底が図られるよう、精液等の譲渡及び譲受の際に用いられる証明書（以下「精液等証明書」という。）の様式について、所要の改正を行った。

## 2 改正の内容及び留意事項

- (1) 法に基づくチェック体制の構築を図るため、規則第20条の別記様式第7号、別記様式第7号の2及び別記様式第7号の3の精液等証明書について、その表の上段に、精液等を収めた容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる欄を設けるとともに、裏の「譲渡・経由の確認」に、譲渡者のみならず、譲受者についても記載する欄を設けた。

ア 中間取りまとめでは、従来の精液等証明書中の確認欄への記載内容について、「経由施設及び経由施設から出した年月日のみの記載であると、中間の経由施設の記載が抜け落ちたとしても、最終的に譲渡を受けた末端の施設においては、流通経路の確認が取れないとの懸念があるため、経由施設から精液等を譲渡する際には、譲渡先についても記載するよう、様式の見直しについて検討する必要がある」との指摘があったことを踏まえ、精液等証明書の様式の裏の「譲渡・経由の確認」に、譲渡者のみならず、譲受者についても記載する欄を設けた。

イ このため、精液等の譲渡者にあつては、自らの住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日に加え、譲受者の住所、氏名又は名称、譲受者にあつては、譲渡者が記載した事項を確認の上、譲受けをした年月日を記載する必要があるため、これらの記載を徹底するよう関係者への周知・指導に努められたい。

ウ なお、法第35条においては農林水産大臣又は都道府県知事、増殖法第35条の2においては農林水産大臣は、家畜の改良増殖を促進するために必要があると認めるときは、種畜検査委員等に必要な書類を検査させることができるとされている。各都道府県においては、必要に応じて、増殖法第35条に基づく立入検査を行う際、精液等証明書の記載状況につき、確認されたい。

なお、平成19年度農業競争力強化対策事業においては、和牛精液等流通管理体制構築推進事業によって、地域や流通経路の実態に即した和牛精液ストロー等の流通管理の厳格化のためのモデル体制を構築するための取組を支援することとしている。

これは、種雄牛の個体識別番号とリンクしたバーコード等を精液ストロー生産時に印字し、精液の利用状況を生産者等へフィードバックしていくシステムの構築を想定し、精液等証明書に番号又は記号としてバーコードを表示することによって、バーコードリーダーにより容易に読み取れ、かつ、読取りに当たって、誤りが生じにくくなるものである。

今回の改正とともに、本事業におけるモデル体制の構築等、今後とも、より効

率的で厳格な精液等の流通管理体制の構築を図っていくこととしている。

- (2) また、と畜場法（昭和28年法律第114号）及び法の一部改正を受け、改正された条項を引用した規則第13条の2、別記様式第20号及び別記様式第21号について、所要の改正を行うとともに、総務省行政評価局による「検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査」の結果を受けた総務大臣通知に基づき、別記様式第20号及び別記様式第21号について、種畜検査委員等本人の顔写真を添付する等所要の改正を行った。

### 3 施行期日及び経過措置

- (1) この省令は、平成19年4月1日から施行された。ただし、別記様式第7号、別記様式第7号の2及び別記様式第7号の3の精液等証明書の様式については、平成20年3月31日までの間は、改正前の様式により作成できることとされた。

このため、この期間内において様式の切替を進められるとともに、獣医師、家畜人工授精師等の関係者に対して、精液等証明書に係る改正内容の周知を図りたい。

なお、平成20年3月31日以前に改正前の別記様式第7号、別記様式第7号の2及び別記様式第7号の3により作成された書面は、改正後の様式により作成されたものとみなすこととされている。

- (2) 平成19年4月1日に現にある改正前の別記様式第20号及び別記様式第21号により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこととされた。

なお、平成19年4月1日に現にある改正前の別記様式第20号及び別記様式第21号により調整した用紙は、当分の間はこれを修正する等取り繕って使用できることとされている。





(裏)

第 号 年 月 日交付

官 職

農林水産大臣印、都道府県知事印

氏 名  
生 年 月 日

写 真

家畜改良増殖法(抄)

(種畜検査委員及び地方種畜検査委員)

第三十三条 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、農林水産省に種畜検査委員を置く。

2 種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する農林水産省の職員のうちから農林水産大臣が任命する。

3 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、都道府県に地方種畜検査委員を置くことができる。

4 地方種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する都道府県の職員のうちから都道府県知事が任命する。

(立入検査等)

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜施設を構造、

(用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートル)とし、中央点線の所から二つ折りとすること。

(表)

別記様式第二十一号を次のように改める。  
様式第二十一号

(センターによる立入検査等)

第三十五条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液若しくは家畜授精卵を収去させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査等を行わせる場合には、センターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3・4 (略)

5 第一項の規定による立入検査等については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

第四十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 一六 (略)

七 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

家畜改良増殖法第三十五条の二第一項の規定により立入検査等をする職員的身分証明書

第 号 年 月 日交付

職 独立行政法人家畜改良センター  
名

センターの  
理事長印

氏 名  
生 年 月 日

写 真

(裏)

家畜改良増殖法(抄)

(立入検査等)

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があるとき、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受胎卵移植を行う場所を立ち入り、関係者に質問させ、要な書類(これらは設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他人の知覚によつては認識することができない方式で作成又は保存されている記録、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)の作成又は保存がなされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。検査に必要と認められる場合、検査の程度に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受胎卵を収去させることができる。

2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去(以下「立入検査等」という。)をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。  
3 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

(用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートル)とし、中央点線の所から二つ折りとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の家畜改良増殖法施行規則(以下「新規則」という。)別記様式第七号、別記様式第七号の二及び別記様式第七号の三による書面は、平成二十年三月三十一日までの間は、なおこの省令による改正前の家畜改良増殖法施行規則(以下「旧規則」という。)別記様式第七号、別記様式第七号の二及び別記様式第七号の三により作成することができる。  
2 平成二十年三月三十一日以前に旧規則別記様式第七号、別記様式第七号の二及び別記様式第七号の三により作成された書面は、新規則別記様式第七号、別記様式第七号の二及び別記様式第七号の三により作成された書面とみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧規則別記様式第二十号及び別記様式第二十一号により使用されている書類は、新規則別記様式第二十号及び別記様式第二十一号により調製した用紙は、この省令の施行後においても当然の間、これを取り繕って使用することができる。  
4 この省令の施行の際現にある旧規則別記様式第二十号及び別記様式第二十一号により調製した用紙は、この省令の施行後においても当然の間、これを取り繕って使用することができる。

○農林水産省令第二十三号  
関稅暫定措置法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五号)の施行に伴い、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十九年三月三十日

農林水産大臣 松岡 利勝  
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則の一部を改正する省令  
規則の一部を改正する省令  
加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則(昭和四十年農林省令第五十一号)の一部を次のように改正する。  
第九條の二中「第十條の二」を「第十二條」に改める。

附 則  
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。  
○農林水産省令第二十四号  
森林法(昭和二十六年法律第二十四号)第九條第四項第二号イ及びロ(これらの規定を同法第十二條第三項において準用する場合を含む。)並びに第三十四條の四ただし書の規定に基づき、並びに同法を実施するため、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成十九年三月三十日

農林水産大臣 松岡 利勝  
森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)の一部を次のように改正する。  
第十二條第一号中「限る。」の下に「以下この号において同じ。」を、「二年以内」の下に「当該森林施業計画の対象とする森林のうちその立木を択伐(択伐率が十分の四を超えないものに限る。)により伐採し、又は伐採することとされているものにあつては、市町村森林整備計画において定められている伐採跡地について更新をすべき期間内」を加える。  
第十三條第一項第六号ロを次のように改める。  
ロ 付録第七の算式により算出される材積  
第二十二條の十五を次のように改める。  
(植栽の義務の例外)  
第二十二條の十五 法第三十四條の四ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合において都道府県知事が認めたときとする。  
一 火災、風水害その他の非常災害により当該伐採跡地の現況等に著しい変更を生じたため、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間又は樹種に関する定めに従つて植栽することが著しく困難な場合

家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 ○家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>新</p>	<p>（診断に係る疾患の種類）</p> <p>第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患は、次に掲げるものとする。ただし、雌の家畜のとないから家畜卵巣（法第三条の三第二項第五号に規定する家畜卵巣をいう。以下同じ。）を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのとたいについてと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条第一項から第三項までの都道府県知事の行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができる。</p> <p>一・二（略）</p>
<p>旧</p>	<p>（診断に係る疾患の種類）</p> <p>第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患は、次に掲げるものとする。ただし、雌の家畜のとないから家畜卵巣（法第三条の三第二項第五号に規定する家畜卵巣をいう。以下同じ。）を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのとたいについてと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十條第一項から第三項までの都道府県知事の行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができる。</p> <p>一・二（略）</p>

○家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）  
 家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令案（印刷）

（傍線の部分は改正部分）

家畜改良増殖法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文  
 ○家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）

（傍線の部分は改正部分）

新

旧

（診断に係る疾患の種類）

第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患は、次に掲げるものとする。ただし、雌の家畜のとないかから家畜卵巣（法第三条の三第二項第五号に規定する家畜卵巣をいう。以下同じ。）を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのとたいについてと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条第一項から第三項までの都道府県知事が行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができる。

一・二（略）

（診断に係る疾患の種類）

第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患は、次に掲げるものとする。ただし、雌の家畜のとないかから家畜卵巣（法第三条の三第二項第五号に規定する家畜卵巣をいう。以下同じ。）を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのとたいについてと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十条第一項から第三項までの都道府県知事が行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができる。

一・二（略）

5A18

<p>○家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）        第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患は、次に掲げるものとする。ただし、雌の家畜のとないかから家畜卵巣（法第三条の三第二項第五号に規定する家畜卵巣をいう。以下同じ。）を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのとたいについてと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十四条第一項から第三項までの都道府県知事が行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができる。</p>	<p>○家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）        第十三条の二 法第九条の二第一項の農林水産省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患は、次に掲げるものとする。ただし、雌の家畜のとないかから家畜卵巣（法第三条の三第二項第五号に規定する家畜卵巣をいう。以下同じ。）を採取する場合にあつては、当該雌の家畜又はそのとたいについてと畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十条第一項から第三項までの都道府県知事が行う検査を行うときは、当該検査において検査される疾患を除くことができる。</p>
--	---



譲渡・経由の確認

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

(参考) 注入又は体外授精記録

獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県) 第 _____ 号	印
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称		
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵名前		
家畜登録機関名及び登録番号		
注入又は体外授精をした年月日		

その二(家畜人工授精用精液証明書)の裏)

(参考) 注入又は体外授精記録

獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県) 第 _____ 号	印
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称		
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵名前		
家畜登録機関名及び登録番号		
注入又は体外授精年月日		

その二(家畜人工授精用精液証明書)の裏)

譲渡・経由の確認

譲渡・経由の確認	譲渡・経由の確認	譲渡・経由の確認

備考

譲渡・経由の確認の表中の「譲渡をした年月日」には施設から出した年月日を、「譲受けをした年月日」には施設に入れた年月日を、それぞれ記載する。

備考

確認欄には經由施設等の名称及び年月日を記載する。  
なお、年月日は經由施設から出した日とする。



譲渡・経由の確認	
譲渡者の住所・氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所・氏名又は名称及び譲受けをした年月日

(参考) 移植記録

獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県)第 _____ 号	印
移植を受けた雌畜の飼養者の氏名又は名称		
移植を受けた雌畜の名前		
家畜登録機関名及び登録番号		
品 _____ 種		
毛色及び特徴		
移植年月日		

その二(家畜体内受精卵証明書裏)

備考 譲渡・経由の確認の表中の「譲渡をした年月日」には施設から出した年月日を、「譲受けをした年月日」には施設に入れた年月日を、それぞれ記載する。

(参考) 移植記録		
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県)第 _____ 号	印
移植を受けた雌畜の飼養者の氏名又は名称		
移植を受けた雌畜の名前		
家畜登録機関名及び登録番号		
品 _____ 種		
毛色及び特徴		
移植年月日		

その二(家畜体内受精卵証明書裏)

譲渡・経由の確認		
譲渡・経由の確認	譲渡・経由の確認	譲渡・経由の確認

備考 確認欄には経由施設等の名称及び年月日を記載する。なお、年月日は経由施設から出した日とする。

様式第七号の三  
その一 (家畜体外受精卵証明書の表)

第 号	(番号又は記号)
	家畜体外受精卵証明書
	(略)

(日本工業規格 A 6)

備考

1～4 (略)  
5 (番号又は記号) の欄には、家畜体外受精卵を収めた容器を識別することができる番号又は記号を表示することができる。

No.	Name	Remarks

様式第七号の三  
その一 (家畜体外受精卵証明書の表)

第 号	(番号又は記号)
	家畜体外受精卵証明書
	(略)

(日本工業規格 A 6)

備考  
1～4 (略)

No.	Name	Remarks

譲渡・経由の確認	
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡した年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日

(参考) 移植記録

獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県) 第 _____ 号	印
移植を受けた雌畜の飼養者の氏名又は名称		
移植を受けた雌畜の名前		
家畜登録機関名及び登録番号		
品 種		
毛色及び特徴		
移植年月日		

備考 譲渡・経由の確認の表中の「譲渡をした年月日」には施設から出した年月日を、「譲受けをした年月日」には施設に入れた年月日を、それぞれ記載する。

その二(家畜体外受精卵証明書の場合)

(参考) 移植記録		
獣医師(家畜人工授精師)の登録番号(免許番号)及び氏名	(県) 第 _____ 号	印
移植を受けた雌畜の飼養者の氏名又は名称		
移植を受けた雌畜の名前		
家畜登録機関名及び登録番号		
品 種		
毛色及び特徴		
移植年月日		

その二(家畜体外受精卵証明書の場合)

譲渡・経由の確認		
譲渡・経由の確認	譲渡・経由の確認	譲渡・経由の確認

備考 確認欄には経由施設等の名称及び年月日を記載する。  
なお、年月日は経由施設から出した日とする。

(表)

<p>設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。）を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。</p> <p>2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去（以下「立入検査等」という。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならぬ。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。</p> <p>第四十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>	<p>設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類（これらの作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。）を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。</p> <p>2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去（以下「立入検査等」という。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならぬ。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。</p> <p>第四十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 六 (略)</p> <p>七 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>
--	--

家畜改良増殖法第三十五条第一項の規定により立入検査等をする職員の身分証明書

(表)

<p>場所立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。</p> <p>2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去（以下「立入検査等」という。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならぬ。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。</p> <p>第四十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>七 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>	<p>場所立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。</p> <p>2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去（以下「立入検査等」という。）をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならぬ。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。</p> <p>第四十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>七 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>
---	---

家畜改良増殖法第三十五条第二項の規定による証明書

第 号 年 月 日交付

官 職

農林水産大  
臣印、都道  
府県知事印

氏 名  
生 年 月 日

写 真

(裏)

家畜改良増殖法(抄)

(種畜検査委員及び地方種畜検査委員)

第三十三条 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、農林水産省に種畜検査委員を置く。

2 種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する農林水産省の職員のうちから農林水産大臣が任命する。

3 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、都道府県に地方種畜検査委員を置くことができる。

4 地方種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する都道府県の職員のうちから都道府県知事が任命する。

(立入検査等)

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、

用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートルとし、中央点線の所から二つ折りとすること。

第 号 年 月 日交付

官 職

農林水産  
省印、都  
道府県印

氏 名

(裏)

家畜改良増殖法抜すい

(種畜検査委員及び地方種畜検査委員)

第三十三条 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、農林水産省に種畜検査委員を置く。

2 種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する農林水産省の職員のうちから農林水産大臣が任命する。

3 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、都道府県に地方種畜検査委員を置くことができる。

4 地方種畜検査委員は、畜産に関し知識経験を有する都道府県の技術吏員のうちから都道府県知事が任命する。

(立入検査等)

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う

用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートルとし、中央点線の所から二つ折りとすること。

(表)

<p>(センターによる立入検査等)</p> <p>第三十五条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液若しくは家畜授精卵を収去させることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査等を行わせる場合には、センターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の規定による立入検査等については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。</p> <p>第四十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一〜六 (略)</p> <p>七 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>	<p>家畜改良増殖法第三十五条の二第一項の規定により立入検査をする職員の身分証明書</p>
--	---

(表)

<p>(センターによる立入検査等)</p> <p>第三十五条の二 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最小限度の分量に限り種畜の精液若しくは家畜授精卵を収去させることができる。</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の規定によりセンターに立入検査等を行わせる場合には、センターに対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第一項の規定による立入検査等については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。</p> <p>第四十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>七 第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p>	<p>家畜改良増殖法 第三十五条の二第五項において準用する 第三十五条第二項の規定による証明書</p>
---	---

第 号 年 月 日交付

職 名  
独立行政法人家畜改良センター

センターの  
理事長印

氏 名  
生年月日

写真

(裏)

家畜改良増殖法(抄)

(立入検査等)

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類(これらの作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項において同じ。)を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。

2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去(以下「立入検査等」という。)をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートルとし、中央点線の所から二つ折りとすること。

第 号 年 月 日交付

職 名  
独立行政法人家畜改良センター

センターの  
印

氏 名

(裏)

家畜改良増殖法(抜す)

(立入検査等)

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、家畜の改良増殖を促進するため必要があると認めるときは、種畜検査委員又は地方種畜検査委員に畜舎、家畜人工授精所その他家畜人工授精若しくは家畜受精卵移植を行う場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、家畜、施設の構造、設備、器具その他の物件若しくは種付台帳、家畜人工授精簿その他必要な書類を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り種畜の精液、家畜卵巣、家畜未受精卵若しくは家畜受精卵を収去させることができる。

2 種畜検査委員又は地方種畜検査委員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去(以下「立入検査等」という。)をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査等は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

用紙の大きさは、縦90ミリメートル、横120ミリメートルとし、中央点線の所から二つ折りとすること。